

# 【うきは市事業】農地・農業用施設等の復旧事業について

(令和5年梅雨前線豪雨等による災害)

市では、7月の豪雨災害により被害を受けた農地・農業用施設の比較的小規模な復旧工事を対象に早期の営農再開に向けて支援します。

つきましては、下記事業申請の受付を行いますので、受付締日までに申込をお願いいたします。

**※令和5年7月10日の災害後に既に行っている下記の取組も対象となります。**  
ご相談は随時受け付けていますので遠慮なく相談してください。

① 農地・ 農業用 施設の 復旧	<p><b>【事業内容】</b> 農地及び農業用施設(農道・水路等)の災害復旧に要する経費 (対象経費(税抜)は5万円以上40万円未満)</p> <p><b>【補助率】</b> 8/10以内(最低5万円の自己負担を伴います。) ※対象経費(税抜)の5万円を超えた部分の額又は対象経費(税抜)の8/10 以内の額のいずれか少ない額</p> <p><b>【補助金上限】</b> 32万円未満</p>
② リース 事業	<p><b>【事業内容】</b> リースした重機等による復旧に要する経費</p> <p><b>【補助率】</b> 8/10以内 対象経費(税抜):重機等のリース料、回送費、リース機材の保険料、燃料費 など</p>

**※申請された事業内容が県の事業対象となる場合は、県の事業を活用します。**

●申請受付

**第一回要望取りまとめ:令和5年9月8日(金)**

**第二回要望取りまとめ:令和6年2月29日(木)**

※河川工事などの関係で、工事が来年度になる場合でも、必ず申請を済ませてください。

※事前に復旧を終えているものについても、ご相談ください。(相談は、随時受付しています。)

●必要書類

印鑑、振込口座番号、見積書(復旧に必要な見積の内容)

\* 被害箇所の写真をお持ちの方は、ご持参ください。

●申請・問合せ先

うきは市役所(吉井庁舎1階)

農林振興課 農政係(電話 75-4975、fax75-3114)